

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 16 年条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 5 条まで (略)	第 1 条から第 5 条まで (略)
(消防職員の特殊勤務手当)	(消防職員の特殊勤務手当)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
2 前項の手当の額は、次のとおりとする。	2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

(1) 及び(2) (略) (3) 異常な自然現象による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体(以下「災害対策本部が設置された地方公共団体」という。)に派遣されて行う災害警備や遭難救助に従事した場合 従事した日 1 日につき <u>2,880 円</u>の範囲内で市長が定める額 3 (略) 第 7 条及び第 8 条 (略) (災害応急作業等派遣従事職員の特殊勤務手当) 第 9 条 (略) 2 前項の手当の額は、従事した日 1 日につき <u>2,880 円</u>の範囲内で市長が定める額を支給する。 第 10 条及び第 11 条 (略)	(1) 及び(2) (略) (3) 異常な自然現象による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体(以下「災害対策本部が設置された地方公共団体」という。)に派遣されて行う災害警備や遭難救助に従事した場合 従事した日 1 日につき <u>2,160 円</u>の範囲内で市長が定める額 3 (略) 第 7 条及び第 8 条 (略) (災害応急作業等派遣従事職員の特殊勤務手当) 第 9 条 (略) 2 前項の手当の額は、従事した日 1 日につき <u>2,160 円</u>の範囲内で市長が定める額を支給する。 第 10 条及び第 11 条 (略)
--	--

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。)の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の特殊勤務手当条例の規定を適用する場合には、改正前の安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の特殊勤務手当条例の規定による給与の内払とみなす。